

静岡県告示第443号

静岡県補助金等交付規則（昭和31年静岡県規則第47号）第22条の規定に基づき、静岡県ふっこう割事業費補助金交付要綱を次のように定める。

令和元年12月26日

静岡県知事 川 勝 平 太

静岡県ふっこう割事業費補助金交付要綱

第1 趣旨

知事は、令和元年台風第19号により落ち込んだ旅行需要を早期に回復し、及び喚起するため、静岡県ふっこう割事業を行う宿泊関連事業者に対し、予算の範囲内において、補助金を交付するものとし、その交付に関しては、静岡県補助金等交付規則（昭和31年静岡県規則第47号）及びこの要綱の定めるところによる。

第2 定義

- (1) この要綱において「静岡県ふっこう割事業」とは、伊豆の国市又は函南町の宿泊施設（風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第6項に規定する店舗型性風俗特殊営業に係る施設を除く。）において、令和2年2月10日から同年3月6日までの間に宿泊（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日の宿泊を除く。）をする者に対し、宿泊料金の割引を行う事業をいう。
- (2) この要綱において「宿泊関連事業者」とは、次のいずれかに該当する者をいう。
 - ア 旅館業法（昭和23年法律第138号）第3条第1項の許可を受けた者
 - イ 旅行業法（昭和27年法律第239号）第3条の登録を受けた者

第3 補助の対象及び補助額

- (1) 補助の対象
静岡県ふっこう割事業に要する経費のうち、割引に要する経費
- (2) 補助額
(1)に掲げる経費の10分の10以内とし、宿泊料金等に応じ別に定める額を限度とする。

第4 交付の申請

- (1) 提出書類 各1部
 - ア 交付申請書（様式第1号）
 - イ 事業計画書（様式第2号）
 - ウ 収支予算書（様式第3号）
 - エ その他知事が必要と認める書類
- (2) 提出期限
令和2年1月14日まで

第5 交付の条件

次に掲げる事項は、交付の決定をする際の条件となるものとする。

- (1) 次に掲げる事項のいずれかに該当する場合には、あらかじめ知事の承認を受けなければならないこ

と。

ア 補助事業の内容の変更をしようとする場合

イ 補助事業に要する経費の配分の変更（事業費の額の20パーセント以下の変更を除く。）をしようとする場合

ウ 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合

(2) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならないこと。

(3) 補助金の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度終了後5年間保管しなければならないこと。

第6 変更の承認申請

提出書類 各1部

- (1) 変更承認申請書（様式第4号）
- (2) 変更事業計画書（様式第2号）
- (3) 変更収支予算書（様式第3号）
- (4) その他知事が必要と認める書類

第7 実績報告

(1) 提出書類 各1部

ア 実績報告書（様式第5号）

イ 収支決算書（様式第3号）

ウ その他知事が必要と認める書類

(2) 提出期限

事業完了の日から起算して14日を経過した日（第5の(1)のウにより補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認の通知が到達した日から起算して14日を経過した日）又は令和2年3月20日のいずれか早い日まで

第8 請求の手続

(1) 提出書類 1部

請求書（様式第6号）

(2) 提出期限

補助金交付確定通知書が到達した日から起算して10日を経過した日まで

第9 消費税仕入控除税額等に係る取扱い

補助対象経費に含まれる消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額（以下「消費税仕入控除税額」という。）がある場合の取扱いは、次のとおりとする。

(1) 交付の申請における消費税仕入控除税額等の減額

当該補助金に係る消費税仕入控除税額等（消費税仕入控除税額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た額との合計額に補助金所要額を補助対象経費で除し

て得た率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)がある場合には、これを補助金所要額から減額して交付の申請をすること。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかでない場合は、この限りでない。

(2) 実績報告における消費税仕入控除税額等の減額

実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになった場合には、その金額（(1)により減額したものについては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を補助金額から減額して報告すること。

(3) 消費税仕入控除税額等の確定に伴う補助金の返還

(2)に定める実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定した場合には、その金額（(1)又は(2)により減額したものについては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を消費税仕入控除税額等報告書（様式第7号）により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを県に返還しなければならないこと。

附 則

- 1 この告示は、公示の日から施行し、令和元年度分の補助金に適用する。
- 2 この告示は、令和3年3月31日限り、その効力を失う。

様式第 1 号 (用紙 日本産業規格 A 4 縦型)

静岡県ふっこう割事業費補助金交付申請書

年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

住 所

(法人にあつては、その主たる事務所の所在地)

氏 名

㊟

(法人にあつては、その名称及び代表者の氏名)

静岡県ふっこう割事業を実施したいので、補助金を交付されるよう関係書類を添えて申請します。

交付申請額 円

(補助金所要額) (補助金に係る消費税仕入控除税額等) (補助金額)

円 -

円 =

円

様式第2号（用紙 日本産業規格A4縦型）

事業計画書（変更事業計画書）

1 事業の内容

事業主体名	
事業計画内容	

2 事業完了予定年月日 年 月 日

（注） 変更事業計画書の場合は、変更前の計画を上段に括弧書きし、変更後の計画を下段に記入すること。

様式第3号（用紙 日本産業規格A4縦型）

収支予算書（変更収支予算書、収支決算書）

1 収入の部

区 分	予 算 額 (変更予算額) (決 算 額)	(予 算 額)	比 較		備 考
			増	△減	
	円	円	円	円	
計					

2 支出の部

区 分	予 算 額 (変更予算額) (決 算 額)	(予 算 額)	比 較		備 考
			増	△減	
	円	円	円	円	
計					

(注) 変更収支予算書の場合は、変更前の予算額を上段に括弧書きし、変更後の予算額を下段に記入すること。

様式第4号（用紙 日本産業規格A4縦型）

静岡県ふっこう割事業費補助金変更承認申請書

年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

住 所

（法人にあつては、その主たる事務所の所在地）

氏 名

㊞

（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名）

年 月 日付け 第 号により補助金の交付の決定を受けた静岡県ふっこう割事業の計画を次のとおり変更したいので、承認されるよう関係書類を添えて申請します。

1 計画変更の理由

2 変更の内容

様式第5号（用紙 日本産業規格A4縦型）

実 績 報 告 書

年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

住 所

（法人にあつては、その主たる事務所の所在地）

氏 名

㊞

（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名）

年 月 日付け 第 号により補助金の交付の決定を受けた静岡県ふっこう割事業が完了したので、
関係書類を添えて報告します。

事業完了年月日	年 月 日
事業実施内容	
事業の成果	

様式第6号（用紙 日本産業規格A4縦型）

請 求 書

金 円

ただし、 年 月 日付け 第 号により補助金の交付の確定を受けた静岡県ふっこう割事業の補助金として、上記のとおり請求します。

年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

住 所

（法人にあっては、その主たる事務所の所在地）

氏 名 ④

（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）

口座振替先金融機関名

口座種別 No.

様式第7号（用紙 日本産業規格A4縦型）

消費税仕入控除税額等報告書

年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

住 所

（法人にあつては、その主たる事務所の所在地）

氏 名

Ⓜ

（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名）

年 月 日付け 第 号により補助金の交付の決定を受けた静岡県ふっこう割事業の補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定したので、次のとおり報告します。

- | | | | |
|---|-------------------------------------|---|---|
| 1 | 補助金の確定額
（ 年 月 日付け 第 号による額の確定通知額） | 金 | 円 |
| 2 | 補助金の交付の申請時及び実績報告時に減額した消費税仕入控除税額等 | 金 | 円 |
| 3 | 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額等 | 金 | 円 |
| 4 | 補助金返還相当額（3の額から2の額を差し引いた額） | | |